

消防個人年金

※平成25年7月1日より、「消防互助年金」は「消防個人年金」に名称を変更しました。

【拠出型企業年金保険(Ⅱ)】パンフレット(「契約概要」、「注意喚起情報」)

7つのポイント

毎月加入
ができます!

- ① 最長70歳まで積立てが可能な、公的年金の補完ができる制度です。
 - ② 予定利率(※1)1.25% (令和6年11月1日時点(将来変動する可能性があります。))
 - ③ 月払、半年払、月払・半年払併用払から選択でき、月払の場合、毎月10,000円(ゆうちょ銀行の口座から振替の場合は5,000円)から加入できます。さらに、加入時・払込期間中・払込満了時に、まとまった資金を一時払として払い込むことができます。
 - ④ 保険料は、生命保険料控除の対象となります。(※2)
 - ⑤ 消防団員・消防職員の退団・退職後も継続できます。
 - ⑥ 途中で脱退しても、積立金(脱退一時金)を受け取ることができます。
 - ⑦ 現在、約12,000名の方が加入され、約10,000名の方が年金を受け取られております。(※3)
- (※1)「予定利率」は保険料(掛金から運営事務費を除いたもの)のうち、引受保険会社の保険事務費等を控除した額に対する利率であり、払い込んだ掛金額に対する利率ではありません。予定利率は預金等の利回りとは異なります。
- (※2)上記のお取り扱いは、令和6年11月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。
詳細については、P11「税法上の取扱」をご確認ください。
- (※3)記載の人数は、令和6年度決算時点の実績です。



「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれ契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認・ご注意いただきたい事項が記載されています。このパンフレット(「契約概要」、「注意喚起情報」)は、お申し込みいただきました後も大切に保管ください。
なお、制度の内容が変更となる場合があるため、常に最新のパンフレットを保管ください。

【加入申込スケジュール】

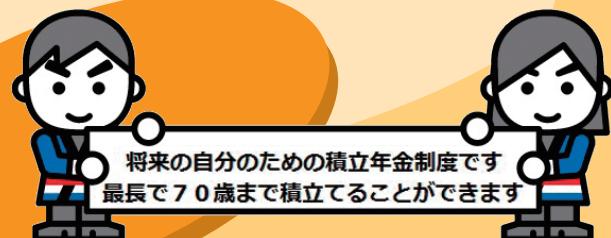
払込方法		申込受付期間	加入日(増口日)		
			月払・加入時一時払	半年払・加入後(隨時)一時払	
新規加入	① 月払 ② 月払+半年払 ③ 月払+加入時一時払 ④ 月払+半年払+加入時一時払	令和7年 5月1日～ 5月30日	令和7年 8月1日	令和8年1月1日	
		6月2日～ 6月30日	9月1日		
		7月1日～ 7月31日	10月1日		
		8月1日～ 8月29日	11月1日		
	⑤ 月払 ⑥ 月払+半年払 ⑦ 月払+加入後(隨時)一時払 ⑧ 月払+半年払+加入後(隨時)一時払	9月1日～ 9月30日	12月1日		
		10月1日～10月31日	令和8年 1月1日		
		11月4日～11月28日	2月1日		
		12月1日～12月26日	3月1日		
		令和8年 1月5日～ 1月30日	4月1日		
		2月2日～ 2月27日	5月1日		
増口		3月2日～ 3月31日	6月1日	令和8年7月1日	
		4月1日～ 4月30日	7月1日		
加新規	⑨ 半年払 ⑩ 半年払+加入時一時払	令和7年5月1日～ 令和7年10月31日	【半年払・加入時一時払・加入後(隨時)一時払】 令和8年1月1日		
増口	⑪ 半年払 ⑫ 半年払+加入後(隨時)一時払 ⑬ 加入後(隨時)一時払	令和7年11月4日～ 令和8年4月30日	【半年払・加入時一時払・加入後(隨時)一時払】 令和8年7月1日		

【掛金自動振替日】

払込方法	掛金自動振替日
月払	毎月26日
半年払	1月26日・7月26日
加入時一時払	加入月26日
加入後(隨時)一時払	1月26日または7月26日(申込時のみ)

※振替日が土・日・祝日に該当した場合には、翌営業日に振り替えられます。

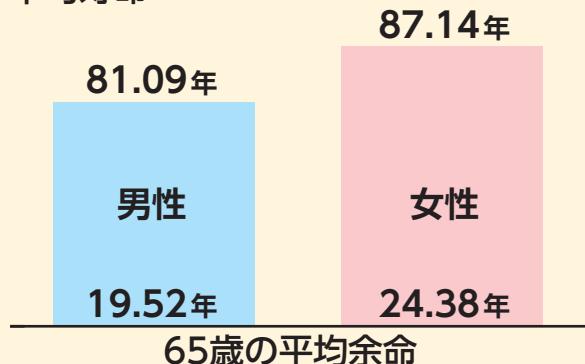
【加入申込方法】 P12をご参考ください。



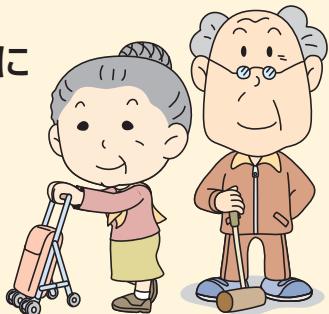
加入(増口)にあたっては、ご意向(ニーズ)に沿った内容となっているか、P11のチェック欄にて必ずご確認ください。

1 人生100年時代をどのように暮らしていきますか？

平均寿命（0歳の平均余命）



人生100年時代を迎えた今、老後の備えが、ますます重要な意味になりました。



（出典）厚生労働省「令和5年簡易生命表」

2 備えていますか？老後のこと！

老後の生活をイメージしてみましょう

豊かな老後を過ごしたい！



外食



旅行



健康づくり

老後も今と同じように
楽しみたい！

普段の生活も大事！



生活費



医療費



介護費用

日常の生活費に加え、
医療や介護の費用も心配…

参考

老後の生活に必要な費用

（出典）総務省統計局「家計調査報告」－令和5年平均結果－

夫婦2人世帯
65歳以上の夫婦のみの
無職世帯

支出
(社会保険料等を含む)
(月額) 282,497円

セカンドライフで
足りない生活費

実収入
(社会保障給付を含む)
(月額) 244,580円

20年間で 約912万円 (不足約3.8万円×12か月×20年)
30年間で 約1,368万円 (不足約3.8万円×12か月×30年)

不足額

(月額) 37,916円

単身世帯
65歳以上の単身
無職世帯

支出
(社会保険料等を含む)
(月額) 157,673円

セカンドライフで
足りない生活費

実収入
(社会保障給付を含む)
(月額) 126,905円

20年間で 約744万円 (不足約3.1万円×12か月×20年)
30年間で 約1,116万円 (不足約3.1万円×12か月×30年)

不足額

(月額) 30,768円

ゆとりある老後の生活には備えが必要です。

消防個人年金を活用し、老後の生活に備えましょう！

3 65歳から一生涯にわたり、年金月額 約3.8万円・約3.1万円を受け取るため には、どのくらいの積立金が必要？

（モデルプラン）以下はモデルプランです。P8・9「給付額試算表」を参考に、ご自身の生活設計に合わせて掛金を設定いただけます。

年金月額 約3.8万円を受け取る場合の掛け金の払込例

	加入年齢	払方	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳時積立金 (参考試算)	年金月額 (参考試算)		
									10年保証期間付終身年金 (定額型)		
男性	30歳から加入	月払	1万円		2万円				約777.5万円		
		半年払	1万円								
		年間合計	14万円		26万円						
	40歳から加入	月払	—	2万円				約773.6万円	約3.8万円		
		半年払		1万円		3万円					
		年間合計		26万円		30万円					
女性	30歳から加入	月払	1万円	2万円				約897.0万円	約3.8万円		
		半年払	—	1万円							
		年間合計	12万円	26万円							
	40歳から加入	月払	—	2.5万円				約896.8万円	約3.8万円		
		半年払		—	2.5万円						
		年間合計		30万円		35万円					

年金月額 約3.1万円を受け取る場合の掛け金の払込例

	加入年齢	払方	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳時積立金 (参考試算)	年金月額 (参考試算)				
									10年保証期間付終身年金 (定額型)				
男性	30歳から加入	月払	1万円						約643.1万円				
		半年払	—	2.5万円									
		年間合計	12万円	17万円									
	40歳から加入	月払	—	1.5万円				約639.0万円	約3.1万円				
		半年払		—	3.5万円	4.5万円							
		年間合計	18万円	25万円	27万円								
女性	30歳から加入	月払	1万円		1.5万円				約741.7万円				
		半年払	2万円				3万円						
		年間合計	16万円		22万円	24万円							
	40歳から加入	月払	—	1万円		3万円		約746.4万円	約3.1万円				
		半年払		2.5万円		4.5万円							
		年間合計	17万円	41万円	45万円								

（注）記載の数値は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。

数値の算出条件の詳細は、P9（しくみ図・給付額試算表の数値について）をお読みください。

「消防個人年金」ってどんな制度ですか?

■公的年金の補完ができる制度です。

- *ゆとりある老後の生活には、公的年金にプラスアルファの自助努力の年金が必要です。
- *積立(払込)満了時に、そのときの状況に合わせた生活設計を行い、給付の選択ができます。
- 詳しくはP7「しくみ図」をご確認ください。

■予定利率1.25% (令和6年11月1日時点(将来変動する可能性があります。))

- *「予定利率」は保険料(掛金から運営事務費を除いたもの)のうち、引受保険会社の保険事務費等を控除した額に対する利率であり、払い込んだ掛金額に対する利率ではありません。予定利率は預金等の利回りとは異なります。

過去の実績について

年度	予定利率	配当率※
令和5年度	1.25%	0.00%
令和4年度	1.25%	0.00%
令和3年度	1.25%	0.00%

- *毎年の配当金は、それぞれの支払時期の前年度の決算実績等により決定します。決算実績等によってはお支払いできない年度もあります。
- *毎年の決算により配当が生じた場合、年金開始後の配当金は全額が年金の増額に充当されます。
- *年度途中に脱退された場合(死亡による脱退も含む)はその年の配当金はありません。

■月払、半年払、月払・半年払併用払から選択できます。

- ①月払：10□1万円から(ゆうちょ銀行の口座から振替の場合は5□5千円から)200□20万円まで(千円単位)
- ②半年払：10□1万円から1,000□100万円まで(千円単位)
- ③月払・半年払併用払：それぞれ①および②に同じ

■一時払ができます。

- 加入時・払込期間中・払込満了時に、まとまった資金を払い込むことができます。
- ただし、月払、半年払、月払・半年払併用払を選択されている方に限ります。
- 一時払：10□10万円から1,000□1,000万円まで(1万円単位)
- 詳しくはP5「制度の取扱」の「掛金」をお読みください。

■税法上の生命保険料控除の対象となります。

保険料

- *税制適格コースは個人年金保険料控除、自由選択コースは一般生命保険料控除として、それぞれ所得控除の対象となります。
- *平成24年1月1日より、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除の適用限度額が引き下げになりました(新制度)が、「消防個人年金」は、従来の制度(旧制度)が適用になります。

一時金

- *脱退一時金で受け取る場合は一時所得の対象となり、最高50万円の特別控除が適用されます。
- 一時所得金額=脱退一時金-払込保険料累計額(※)-特別控除(最高50万円)
- 一時所得金額の1/2が他の所得と合算されます。
- (最高50万円の特別控除については、その年に他に一時所得となるものがあった場合には、それらを合算して適用されます。)

(※)払込保険料累計額とは、払込掛金より運営事務費を除いたものを累計した額となります。

- (注)上記のお取り扱いは、令和6年11月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。
- 詳細については、P11「税法上の取扱」をご確認ください。

加入コースの種類

加入(増口)時に、税制適格コースまたは自由選択コースの2コースからお選びください。
同時に両コースともに加入することもできます。

	税制適格コース	自由選択コース
税法上の取扱	個人年金保険料控除の対象	一般生命保険料控除の対象
加入資格	加入日現在、満15歳以上満60歳未満の消防団員、消防職員並びに都道府県消防協会および日本消防協会の役職員。(払込満了日までの期間が10年以上ある方。)	加入日現在、満15歳以上満69歳未満の消防団員、消防職員並びに都道府県消防協会および日本消防協会の役職員。(払込満了日までの期間が1年以上ある方。)
給付内容	以下より1つを選択いただきます。(注) 10年確定年金(定額型、3%遞増(ていぞう)型、5年前厚(まえあつ)型) 15年確定年金(定額型) 10年保証期間付終身年金(定額型、3%遞増(ていぞう)型)	以下①と②のいずれか、または①と②の組み合わせを選択いただきます。 ①6種類の年金: 10年確定年金(定額型、3%遞増(ていぞう)型、5年前厚(まえあつ)型) 15年確定年金(定額型) 10年保証期間付終身年金(定額型、3%遞増(ていぞう)型) ②一時金

(注)年金のお受け取りに代えて積立金を一時金でお受け取りいただくこともできます。(その時点で年金受給権は消滅します。)

契約概要

この「契約概要」は、契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
加入(増口)前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。
また、お申し込みの際には、必ず「注意喚起情報」をあわせてお読みください。

制度の取扱

項目	税制適格コース	自由選択コース
商品名称	拠出型企業年金保険(Ⅱ)・拠出型企業年金保険(Ⅱ)遺族年金特約	
商品の特徴	拠出型企業年金保険(Ⅱ)は、団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。自助努力による財産形成や老後生活資金を準備するために在職中に掛金を払い込み、掛金払込満了後に給付金を受け取れます。掛金払込期間中に死亡された場合には、死亡日時点の積立金に遺族年金特約による給付金が加算された金額を受け取れます。	
加入資格	加入日現在、満15歳以上満60歳未満の消防団員、消防職員並びに都道府県消防協会および日本消防協会の役職員。(払込満了日までの期間が10年以上ある方。) 上記加入資格を満たさない方は加入できません。上記以外の方がお申し込みされた場合には加入取消となります。	加入日現在、満15歳以上満69歳未満の消防団員、消防職員並びに都道府県消防協会および日本消防協会の役職員。(払込満了日までの期間が1年以上ある方。)
脱退	以下の場合は、脱退となります。(加入資格を失った場合はすみやかに脱退いただきます。) ・加入者が脱退を希望したとき ・加入者が死亡したとき ・掛金のお払い込みが3か月連続して未納となったとき	
掛金	●加入口数 1口は月払・半年払ともに1,000円、加入時一時払・加入後(随時)一時払および払込満了時一時払は10,000円とし、月払は10口以上(ただし、ゆうちょ銀行の口座からの振替の場合は5口以上)200口以下、半年払は10口以上1,000口以下、加入時一時払・加入後(随時)一時払および払込満了時一時払は10口以上1,000口以下(加入後(随時)一時払は通算2,000口)で設定できます。ただし、確定年金を選択する場合、払込満了時一時払については、積立金と1,000万円のいずれか小さい金額を上限とします。また、一時払のみの加入はできません。 月払掛金・半年払掛金には運営事務費1%(1,000円あたり10円)を含んでいます。 ●払込方法 月払は毎月26日、加入時一時払は加入月26日、半年払および加入後(随時)一時払(申込時のみ)は1月26日・7月26日に口座から自動振替します。(振替日が土・日・祝日に該当した場合には、翌営業日に振り替えられます。) ●掛金負担者 ご加入者 ●掛金払込満了日 ①税制適格コース(満55歳未満)、自由選択コース(満64歳未満)で加入の場合 満65歳に達した日の属する月の末日 ただし、満65歳に達した時に、希望により満70歳に達した日の属する月の末日に変更することができます。 ②税制適格コース(満55歳以上)、自由選択コース(満64歳以上)で加入の場合 満70歳に達した日の属する月の末日 ※半年払については、脱退された場合、その時点で脱退日以降の期間分に対応する保険料精算は行わずに給付金としてお受け取りいただきます。	
新規加入	月払・加入時一時払は毎月1日、半年払は年2回1月1日または7月1日に加入いただけます。 詳しくは、表紙の【加入申込スケジュール】加入日(増口日)をご参照ください。	
増口 (掛金の増額)	月払は毎月1日、半年払・加入後(随時)一時払は年2回1月1日および7月1日が増口日となります。 詳しくは、表紙の【加入申込スケジュール】加入日(増口日)をご参照ください。 払込満了時一時払は払込満了日が増口日となります。年金受給権の取得を繰り延べる場合、繰延前に払込満了時一時払のお取り扱いをいたします。	
減口 (掛金の減額)	以下の7つの事由のいずれかに該当した場合に限り、お申し出により減口のお取り扱いをいたします。その場合、月払は毎月1日、半年払は年2回1月1日または7月1日が減口日となります。ただし、月払は10口以上(ゆうちょ銀行の口座からの振替の場合は5口以上)、半年払は10口以上のお払い込みの継続が必要となります。 なお、減口部分の積立金は、減口時には払い出さず積み立てておきます。 【事由】①災害 ②疾病・障害 ③住宅の取得 ④教育 ⑤結婚 ⑥債務の弁済 ⑦その他掛金のお払い込みに支障のある場合 全口減口(全部掛金払込中止)のお取り扱いはできません。	上記「減口」を取り扱う事由のいずれかに該当した場合に限り、全口減口(全部掛金払込中止)のお取り扱いをいたします。
積立金の一部 払い出し	お取り扱いできません。	以下の6つの事由のいずれかに該当し、返戻金額が20万円以上である場合に限り、お申し出により年2回1月1日および7月1日に積立金の一部を払い出することができます。なお、払込入口数は同時増口したものとするため、お払い込みいただく掛金に変更はありません。 【事由】①災害 ②疾病・障害 ③住宅の取得 ④教育 ⑤結婚 ⑥債務の弁済
配当金	●毎年の配当金は、それぞれの支払時期の前年度の決算実績等により決定します。決算実績等によってはお支払いできない年度もあります。 ●配当金は一時金受取できません。 ・年金受給権取得前の配当金は、全額が積立金の増額に充当されます。 なお、年度途中に脱退された場合(死亡による脱退も含む)はその年の配当金はありません。 ・年金受給権取得後の配当金は、全額が年金の増額に充当されます。	
引受保険会社	この保険は第一生命保険株式会社と締結した拠出型企業年金保険契約にもとづいて運営します。 なお、引受保険会社は変更することがあります。引受保険会社が複数となった(共同取扱契約)場合は、各引受保険会社は各社の引受割合に応じて保険契約上の責任を連帯することなく負います。(給付の負担割合は、引受保険会社の積立金の割合によって決まりますので、保険料の払込割合と相違する場合があります。) ●引受保険会社および保険料の払込割合(令和6年11月1日時点) 第一生命保険株式会社(100%) 東京都千代田区有楽町1-13-1 TEL:03-3216-1211(大代表)	

年金・一時金のお受け取りおよび受取人

項目	税制適格コース	自由選択コース
年金	年金受給権取得時点の積立金をもとに、ご加入者は年金をお受け取りいただけます。	
年金受給権取得日 (年金開始日)	下記いずれかの日となります。 ①払込満了日の翌月1日 ②加入10年以上かつ満40歳以上で、払込満了日に達する前に死亡以外の事由により脱退した日の翌月1日 (ただし、確定年金を選択する場合は、年金受給権取得を満60歳以上となるまで年単位で繰り延べることになります。)(※1) なお、繰延以後の掛金のお払い込みはできません。)	下記いずれかの日となります。 ①払込満了日の翌月1日 ②加入1年以上かつ満40歳以上で、払込満了日に達する前に死亡以外の事由により脱退した日の翌月1日
年金受取時期	年金の受取日は、毎年3月、6月、9月および12月の各15日となります。(15日が土・日・祝日の場合はその直前の営業日にお受け取りいただけます。)なお、お受け取りいただく年金は年金受取月の当月分までとなります。	
年金受給権取得の繰延(※1) (任意繰延)	年金受給権取得を1年単位で最長10年間繰り延べることができます。なお、繰延選択以後は、掛金のお払い込み、繰延期間の変更、繰延期間終了後の再繰延のお取り扱いはできません。	年金受給権取得を1年単位で最長10年間繰り延べることができます。なお、繰延選択以後は、掛金のお払い込み、繰延期間の変更、繰延期間終了後の再繰延、積立金の一部払い出しのお取り扱いはできません。
コース間の取扱	税制適格コース、自由選択コース間の積立金の移行はできません。	
年金の一時払 (選択一時金)	年金のお受け取りに代えて積立金を一時金でお受け取りいただくこともできます。 また、自由選択コースは年金月額が1万円に満たない場合は一時金でお受け取りいただけます。	
脱退一時金	年金受給権取得日前(掛金払込期間中)に脱退された場合には、ご加入者に脱退日時点の積立金を一時金でお受け取りいただけます。	
遺族一時金	年金受給権取得日前(掛金払込期間中)にご加入者が死亡された場合には、死亡日時点の積立金に遺族年金特約による給付金(月払掛金と半年払掛金のそれぞれ1回分)を加算した額を遺族一時金の受取人(協定書に定められた継続受取人(※2))にお受け取りいただけます。	
受取人	●年金・脱退一時金 ご加入者 ●遺族一時金 協定書に定められた継続受取人(※2) (注)ご加入者が任意に受取人を変更することはできません。また、遺言により受取人を変更することもできません。	

(※1)両コースに加入されている場合、年金受給権取得日(年金開始日)は同一となります。

(※2)協定書に定められた継続受取人とは、配偶者(本人と生計を一にする事実上の婚姻関係にある者を含む。)、子、父・母(本人が養子の場合の順位は養父母を先にして、実父母を後にする。)、孫、祖父母、兄弟姉妹とし、同順位が二人以上あるときは、年長者を先順位とします。

年金の種類

10年確定年金 ・定額型 ・3%遞増(ていぞう)型 ・5年前厚(まえあつ)型	・年金開始日以降、10年間、ご加入者の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただけます。 ・ご加入者が年金受取期間中に一時金でのお受け取りを希望された場合には、残余期間に対応する年金現価をお受け取りいただけます。 ・ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、継続受取人(※)に残余期間中、年金をお受け取りいただくか、年金に代えて残余期間に対応する年金現価を一時金でお受け取りいただけます。 ・3%遞増(ていぞう)型を選択された場合、年金月額は毎年3%複利で遞増します。 ・5年前厚(まえあつ)型を選択された場合、年金開始日以降、5年間は前期年金月額をお受け取りいただけます。なお、6年目以降お受け取りいただく後期年金月額は、前期年金月額の50%相当額となります。
15年確定年金 ・定額型	・年金開始日以降、15年間、ご加入者の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただけます。 ・ご加入者が年金受取期間中に一時金でのお受け取りを希望された場合には、残余期間に対応する年金現価をお受け取りいただけます。 ・ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、継続受取人(※)に残余期間中、年金をお受け取りいただくか、年金に代えて残余期間に対応する年金現価を一時金でお受け取りいただけます。
10年保証期間付 終身年金 ・定額型 ・3%遞増(ていぞう)型	・年金開始日以降、10年間(保証期間)はご加入者の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただけます。 保証期間経過後はご加入者が生存されている限り年金をお受け取りいただけます。 ・ご加入者が保証期間中に一時金でのお受け取りを希望された場合には、残余保証期間に対応する年金現価をお受け取りいただけます。この場合、保証期間経過後、ご加入者が生存されているときは、年金のお受け取りを再開できます。 ただし、年金再開後は一時金をお受け取りいただくことはできません。 ・ご加入者が保証期間中に死亡された場合、継続受取人(※)に残余保証期間中、年金をお受け取りいただくか、年金に代えて残余保証期間に対応する年金現価を一時金でお受け取りいただけます。 (注)ご加入者が死亡された時期によっては、受取累計額が掛金払込累計額・年金原資(積立金)を下回ることがあります。 ・年金月額は性別・年金開始年齢により異なります。 ・3%遞増(ていぞう)型を選択された場合、年金月額は毎年3%複利で遞増します。

(※)継続受取人とは、協定書に定められた継続受取人を指します。詳しくは上記(※2)をお読みください。

契約内容の変更等に関する事項

この拠出型企業年金保険契約においては、ご加入者の加入状況またはご契約者(団体)の福利厚生制度の変更等により、将来、保険契約の内容が変更されることまたは継続できないことがあります。(ご加入者数が10名未満となった場合、この契約は継続できないことがあります。)

しくみ図

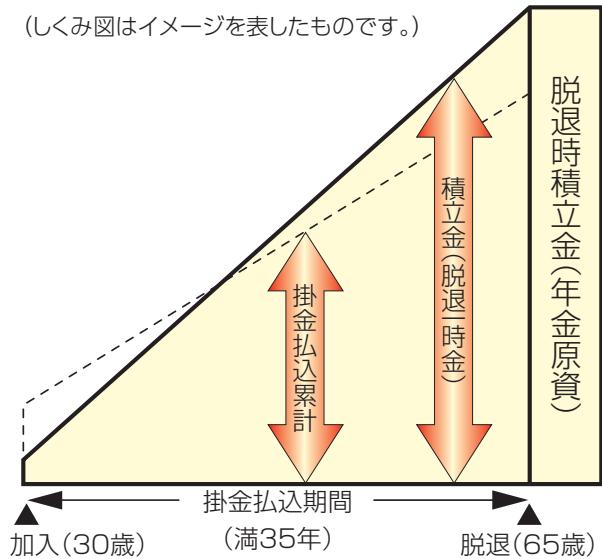
【税制適格コース・自由選択コース共通】

(注) 積立金、選択一時金、年金月額および年金受取累計額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。積立金は毎年の決算実績等により算出され、年金月額は積立金をもとに年金開始時点における基礎率等(予定期率等)によって算出されます。

- 記載の積立金、選択一時金、年金月額は令和6年11月1日時点の予定期率等にもとづき計算したものです。
- 数値の算出条件の詳細は、P9(しくみ図・給付額試算表の数値について)をお読みください。

加入例	
● 加入年齢(性別)	30歳(男性)
● 掛金(口数) …月払	10,000円(10口)
半年払	10,000円(10口)
● 脱退年齢	65歳

(しくみ図はイメージを表したもので)



掛け金払込期間中にご加入者が死亡された場合には、死亡日時点の積立金に遺族年金特約による給付金(月払掛け金と半年払掛け金のそれぞれ1回分)を加算した遺族一時金をお受け取りいただけます。

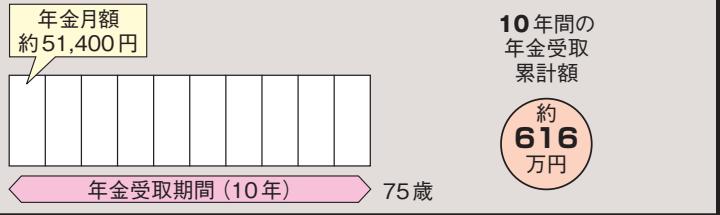
脱退までの 掛け金累計額	490万円
脱退時積立金 (年金原資)	約586万円

(注) 加入期間によっては、積立金(年金原資、脱退一時金額)が掛け金払込累計額を下回ることがあります。詳しくはP10「5. 積立金(年金原資、脱退一時金額について)」をお読みください。

脱退時に以下よりお選びいただけます。

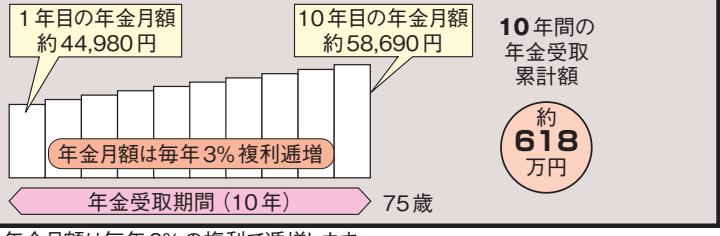
詳しくはP4「加入コースの種類」の「給付内容」をお読みください。

①10年確定年金(定額型)



年金月額は10年間同額となります。

②10年確定年金(3%遞増(ていぞう)型)



年金月額は毎年3%の複利で遞増します。

③10年確定年金(5年前厚(まえあつ)型)



6年目以降に受け取れる後期年金月額は前期年金月額の50%相当額となります。

④15年確定年金(定額型)



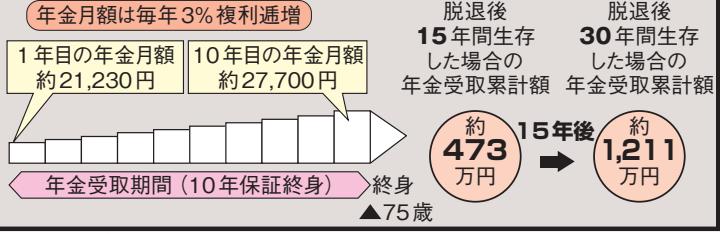
年金月額は15年間同額となります。

⑤10年保証期間付終身年金(定額型)



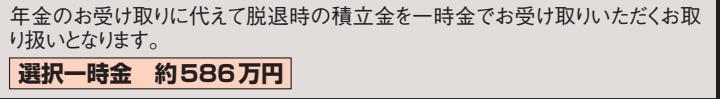
年金月額は毎月同額となります。

⑥10年保証期間付終身年金(3%遞増(ていぞう)型)



年金月額は毎年3%の複利で递増します。

⑦一時金(自由選択コースのみ)



給付額試算表

＜月払掛金10,000円(10口)・半年払掛金10,000円(10口)・一時払掛金1,000,000円(100口)加入、65歳年金開始の場合＞
月払掛金・半年払掛金には運営事務費1%(1,000円あたり10円)を含んでいます。

○税制適格コース・自由選択コース共通です。

(注)記載の数値は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

■月払給付額試算表

(単位:円)

加入年数	掛金 払込 累計額	積立金 (年金原資、 脱退 一時金額)	年金月額									
			10年確定年金			15年確定年金		10年保証期間付終身年金				
			定額型	3%遞増型	5年前厚型	定額型	定額型		3%遞増型			
男性・女性共通					男性		女性		男性		女性	
1年	12万	約 117,700	約 1,030	約 900	約 1,360	約 700	約 580	約 490	約 420	約 340		
2年	24万	約 236,700	約 2,070	約 1,810	約 2,730	約 1,420	約 1,160	約 1,000	約 850	約 700		
3年	36万	約 357,200	約 3,130	約 2,740	約 4,130	約 2,150	約 1,760	約 1,510	約 1,290	約 1,060		
4年	48万	約 479,000	約 4,200	約 3,670	約 5,540	約 2,880	約 2,360	約 2,030	約 1,730	約 1,420		
5年	60万	約 602,100	約 5,280	約 4,620	約 6,960	約 3,620	約 2,960	約 2,550	約 2,180	約 1,780		
6年	72万	約 726,700	約 6,370	約 5,570	約 8,410	約 4,370	約 3,580	約 3,080	約 2,630	約 2,150		
10年	120万	約 1,239,200	約 10,860	約 9,500	約 14,340	約 7,460	約 6,100	約 5,250	約 4,480	約 3,670		
15年	180万	約 1,913,000	約 16,770	約 14,670	約 22,130	約 11,520	約 9,420	約 8,110	約 6,920	約 5,680		
20年	240万	約 2,626,000	約 23,020	約 20,140	約 30,390	約 15,820	約 12,930	約 11,130	約 9,510	約 7,790		
25年	300万	約 3,381,400	約 29,650	約 25,940	約 39,130	約 20,370	約 16,650	約 14,330	約 12,240	約 10,030		
30年	360万	約 4,181,000	約 36,660	約 32,080	約 48,380	約 25,190	約 20,590	約 17,720	約 15,140	約 12,410		
35年	420万	約 5,027,200	約 44,080	約 38,570	約 58,170	約 30,290	約 24,760	約 21,310	約 18,210	約 14,920		
40年	480万	約 5,922,700	約 51,930	約 45,440	約 68,540	約 35,680	約 29,170	約 25,110	約 21,450	約 17,580		

■半年払給付額試算表

(単位:円)

加入年数	掛金 払込 累計額	積立金 (年金原資、 脱退 一時金額)	年金月額									
			10年確定年金			15年確定年金		10年保証期間付終身年金				
			定額型	3%遞増型	5年前厚型	定額型	定額型		3%遞増型			
男性・女性共通					男性		女性		男性		女性	
1年	2万	約 19,400	約 170	約 140	約 220	約 110	約 90	約 80	約 70	約 50		
2年	4万	約 39,300	約 340	約 300	約 450	約 230	約 190	約 160	約 140	約 110		
3年	6万	約 59,300	約 520	約 450	約 680	約 350	約 290	約 250	約 210	約 170		
4年	8万	約 79,600	約 690	約 610	約 920	約 480	約 390	約 330	約 280	約 230		
5年	10万	約 99,900	約 870	約 760	約 1,150	約 600	約 490	約 420	約 360	約 290		
6年	12万	約 120,700	約 1,050	約 920	約 1,390	約 720	約 590	約 510	約 430	約 350		
10年	20万	約 205,800	約 1,800	約 1,570	約 2,380	約 1,240	約 1,010	約 870	約 740	約 610		
15年	30万	約 317,900	約 2,780	約 2,430	約 3,670	約 1,910	約 1,560	約 1,340	約 1,150	約 940		
20年	40万	約 436,400	約 3,820	約 3,340	約 5,050	約 2,630	約 2,150	約 1,850	約 1,580	約 1,290		
25年	50万	約 561,900	約 4,920	約 4,310	約 6,500	約 3,380	約 2,760	約 2,380	約 2,030	約 1,660		
30年	60万	約 694,800	約 6,090	約 5,330	約 8,040	約 4,180	約 3,420	約 2,940	約 2,510	約 2,060		
35年	70万	約 835,400	約 7,320	約 6,410	約 9,660	約 5,030	約 4,110	約 3,540	約 3,020	約 2,480		
40年	80万	約 984,300	約 8,630	約 7,550	約 11,390	約 5,930	約 4,840	約 4,170	約 3,560	約 2,920		

■一時払給付額試算表

(単位:円)

加入年数	掛け金 累計額	積立金 (年金原資、 脱退 一時金額)	年金月額									
			10年確定年金			15年確定年金	10年保証期間付終身年金					
			定額型	3%遞増型	5年前厚型	定額型	定額型	3%遞増型	男性	女性	男性	女性
男性・女性共通									男性	女性	男性	女性
1年	100万	約 997,100	約 8,740	約 7,650	約 11,530	約 6,000	約 4,910	約 4,220	約 3,610	約 2,960		
2年	100万	約 1,008,400	約 8,840	約 7,730	約 11,670	約 6,070	約 4,960	約 4,270	約 3,650	約 2,990		
3年	100万	約 1,019,700	約 8,940	約 7,820	約 11,800	約 6,140	約 5,020	約 4,320	約 3,690	約 3,020		
4年	100万	約 1,031,200	約 9,040	約 7,910	約 11,930	約 6,210	約 5,080	約 4,370	約 3,730	約 3,060		
5年	100万	約 1,042,900	約 9,140	約 8,000	約 12,060	約 6,280	約 5,130	約 4,420	約 3,770	約 3,090		
6年	100万	約 1,054,700	約 9,240	約 8,090	約 12,200	約 6,350	約 5,190	約 4,470	約 3,820	約 3,130		
10年	100万	約 1,103,200	約 9,670	約 8,460	約 12,760	約 6,640	約 5,430	約 4,670	約 3,990	約 3,270		
15年	100万	約 1,167,000	約 10,230	約 8,950	約 13,500	約 7,030	約 5,740	約 4,940	約 4,220	約 3,460		
20年	100万	約 1,234,500	約 10,820	約 9,470	約 14,280	約 7,430	約 6,080	約 5,230	約 4,470	約 3,660		
25年	100万	約 1,306,500	約 11,450	約 10,020	約 15,120	約 7,870	約 6,430	約 5,540	約 4,730	約 3,870		
30年	100万	約 1,382,700	約 12,120	約 10,600	約 16,000	約 8,330	約 6,810	約 5,860	約 5,000	約 4,100		
35年	100万	約 1,463,300	約 12,830	約 11,220	約 16,930	約 8,810	約 7,200	約 6,200	約 5,300	約 4,340		
40年	100万	約 1,548,700	約 13,580	約 11,880	約 17,920	約 9,330	約 7,620	約 6,560	約 5,610	約 4,590		

必ずお読みください 〈しくみ図・給付額試算表の数値について〉

1. しくみ図・給付額試算表の数値は次の条件で計算しています。条件が変動した場合には、数値は増減することがあり、実際の受取額をお約束するものではありません。また、積立金および年金月額は加入時点で定まるものではありません。なお、年金月額は、積立金(年金原資、脱退一時金額)をもとに、年金開始時点における予定利率等によって算出されます。

(1)ご加入者全員の加入口数の合計が常に月払は45,000口、半年払は470,200口、一時払は36,600口を共に維持し、保険料が毎月所定の払込期日までに入金されたものとしています。

(2)積立金および年金月額は、予定利率(令和6年11月1日時点)にもとづき計算しています。

(3)積立金、年金月額はいずれか1つを選択した場合の金額です。

(4)記載の数値には配当金を加算していません。

2. 加入期間によっては、積立金(年金原資、脱退一時金額)が掛け金累計額を下回ることがあります。

3. 年金の受取要件については、P6「年金・一時金のお受け取りおよび受取人」をお読みください。

4. 給付額試算表に記載の10年確定年金(5年前厚(まえあつ)型)の年金月額は前期(前半5年間)の金額を表示しています。6年目以降の後期年金月額は、前期年金月額の50%相当額となります。

5. 給付額試算表に記載の10年確定年金(3%遞増(ていぞう)型)および10年保証期間付終身年金(3%遞増(ていぞう)型)は初年度の年金月額を表示しています。2年目以降は毎年3%複利で遞増します。

6. 10年保証期間付終身年金の年金月額は性別・年金開始年齢により異なります。

7. 自由選択コースは、年金月額が1万円(月払分と半年払分と一時払分の合計額)未満の場合には一時金でのお受け取りとなります。税制適格コースは、年金月額にかかわらず年金でお受け取りいただけます。(加入年数等の条件により年金をお受け取りいただけない場合は除きます。)



安定した老後への備えのため、計画的な財産形成が可能です。

運営事務費(月払掛け金・半年払掛け金の1%相当)や保険事務費をいたぐる関係から、加入から相当期間は元本割れとなります。消防個人年金は長期間の払込を前提としておりますので、ご了承ください。

ここまでが「契約概要」です。

個人情報の取扱

保険契約者(団体)は、この保険の運営において入手する加入対象者の個人情報(氏名、性別、生年月日等)〔以下、個人情報〕を、この保険契約の適切な運営を目的として、この保険の事務手続きのために利用し、保険契約を締結する生命保険会社へ提出します。

生命保険会社は、受領した個人情報を次の目的のために利用します。

- ①各種保険契約の引受け・継続・維持管理、給付金等の支払い
- ②生命保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス(※)の案内・提供および契約の維持管理
- ③生命保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービス(※)の充実
- ④その他、保険に関連・付随する業務

また、生命保険会社は個人情報を保険契約者(団体)および他の引受保険会社全社に上記の目的の範囲内で提供することができます。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも上記に準じて取り扱われます。

引受保険会社は今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更前後のすべての引受保険会社に提供されることがあります。

(※) 各種商品・サービスの詳細は引受保険会社のホームページをご確認ください。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、加入(増口)のお申し込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。加入(増口)前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。なお、年金・一時金のお支払い条件や、お支払いできない場合などの詳細や契約内容などにつきましては、このパンフレットの該当箇所を必ずお読みください。

1. 加入(増口)のお申し込みの撤回等に関する事項(クーリング・オフ制度の適用はありません)

この保険は、団体を保険契約者とする保険契約であり、加入(増口)のお申し込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がありません。加入(増口)に際しては内容を十分確認・検討のうえ、お申し込みください。

2. 加入の責任開始期

- ご提出いただいた加入申込書にもとづき引受保険会社は加入日より責任を開始します。
- 生命保険会社職員・代理店などには保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3. 年金・一時金をお支払いできない場合

- 継続受取人(※1)または遺族一時金の受取人が故意にご加入者を死亡させたとき。ただし、その受取人が年金または遺族一時金の一部を受け取ることとなっていた場合には、その残額を他の受取人にお支払いします。なお、継続受取人(※1)または遺族一時金の受取人にお支払いできなかった年金または遺族一時金は、ご加入者の法定相続人(故意にご加入者を死亡させた者は除く)にお支払いすることとなります。(年金の場合は、未支払の年金原資をお支払いすることとなります。)
 - ご契約者(団体)が保険契約を締結するにあたって、また、ご加入者がこの保険に加入するにあたって詐欺行為があり、この保険契約の全部または一部が取り消しとなったとき。この場合、既に払い込まれた保険料は払い戻しません。
 - ご契約者(団体)、ご加入者、受取人または継続受取人(※1)が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生し、この保険契約の全部または一部を解除したとき。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
 - この保険契約の存続を困難とする以下の重大な事由(※2)が発生し、この保険契約の全部または一部を解除したとき。重大な事由の発生時以後は年金・一時金をお支払いせず、所定の返戻金をお支払いします。
- (※1)継続受取人とは、協定書に定められた継続受取人を指し、配偶者(本人と生計を一にする事実上の婚姻関係にある者を含む。)、子、父・母(本人が養子の場合の順位は養父母を先にして、実父母を後にする。)、孫、祖父母、兄弟姉妹とし、同順位が二人以上あるときは、年長者を先順位とする。
- (※2)重大な事由とは、以下のとおりです。①ご契約者(団体)、年金・一時金の受取人が年金・一時金を詐取する目的または他人に詐取される目的で故意に支払事由を発生させたとき(未遂を含みます)。②年金・一時金の請求に関する年金・一時金の受取人または継続受取人の詐欺があったとき(未遂を含みます)。③その他、ご契約者(団体)、ご加入者、年金・一時金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする①②と同様の重大な事由があるとき。

4. 保険料のお払い込みがない場合

加入取消または脱退となることがあります。

(※)保険料とは、お払い込みいただいた掛金からご契約者(団体)が徴収する運営事務費を控除した金額を指します。

5. 積立金(年金原資、脱退一時金額)について

この保険ではお払い込みいただいた保険料(※)がそのまま積み立てられるのではなく、保険料(※)から遺族年金特約の保険料と引受保険会社の保険事務費が控除された金額が積立金に繰り入れられます。したがいまして、加入期間によっては、積立金(年金原資、脱退一時金額)が保険料(※)払込累計額を下回ることがあります。金額については、P8・9「給付額試算表」をご確認ください。

(※)保険料とは、お払い込みいただいた掛金からご契約者(団体)が徴収する運営事務費を控除した金額を指します。

6. 年金・一時金のお支払いに関する手続き等の留意事項

- 年金・一時金のご請求は、ご契約者(団体)経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金の支払事由が生じた場合には、すみやかに団体にご連絡いただき、給付金請求書等の必要書類を団体にご提出ください。
- また、年金・一時金の支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、団体にご連絡ください。
- 年金・一時金は受給権取得時の積立金をもとにお支払いしますので、保険会社への必要書類の到着時期により、年金・一時金の原資となる積立金額が変動することはありません。
- 年金・一時金の支払事由が生じた場合、他に加入の契約においても年金・保険金などの支払事由に該当することがありますので、すみやかに団体にご連絡ください。

7. 予定期率等の変更について

引受保険会社は、金利水準の低下その他著しい経済変動など、この契約の締結の際予見し得ない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法にもとづく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで、予定期率等を変更することができます。この場合には、変更日の2か月前までにその旨ご契約者(団体)に通知いたします。ただし、この場合でもすでに年金受給権を取得している受取人の年金額を減額することはありません。

なお、すでに年金受給権を取得している受取人とは、掛金払込満了日が到来して給付金額(一時金受取金額または年金受取金額)が確定している受取人を指します。掛金払込期間中の方(掛金払込満了日が到来した際に掛金の払込を継続された方を含む)、掛金払込満了日到来前で全口減口(全部掛金払込中止)されている方および年金受給権の繰延期間中の方は含まれません。

8. 信用リスク・生命保険契約者保護機構について

- 保険会社の業務または財産の状況変化により、積立金額や年金受給開始時にお約束した年金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

[生命保険契約者保護機構] ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

TEL:03-3286-2820 受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

9. 生命保険協会における「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなお問い合わせ(相談・照会・苦情)をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

10. 照会窓口

この保険に関するお手続きや加入に際しての生命保険会社に対するご相談・お申し出につきましては、ご契約者(団体)経由にて承りますので、ご契約者へお問い合わせください。 照会窓口:P12「お問い合わせ先」をご参照ください。

ここまでが「注意喚起情報」です。

税法上の取扱 令和6年11月時点

保険料 ご加入者が負担した掛金より運営事務費を除いた金額（保険料）が、税制適格コースでは個人年金保険料控除、自由選択コースでは一般生命保険料控除の対象となります。（所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2）

生命保険料控除

■所得税

1年間に支払った保険料の金額	所得控除額
25,000円以下	支払った保険料の全額
25,000円超50,000円以下	(支払った保険料の全額)×1/2+12,500円
50,000円超100,000円以下	(支払った保険料の全額)×1/4+25,000円
100,000円超	一律50,000円

■住民税

1年間に支払った保険料の金額	所得控除額
15,000円以下	支払った保険料の全額
15,000円超40,000円以下	(支払った保険料の全額)×1/2+7,500円
40,000円超70,000円以下	(支払った保険料の全額)×1/4+17,500円
70,000円超	一律35,000円

※個人年金保険料控除と一般生命保険料控除の控除額計算方法は同じです。

※上記の内容は平成23年12月31日以前に締結された団体の契約に適用されます。

※生命保険料控除税制改正について

平成24年1月1日以降の新契約より、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の改正がありました。

ただし、当拠出型企業年金保険契約におきましては平成23年12月31日以前に契約いただいているため、従来の制度が適用となります。

年 金

雑所得として他の所得と合算されて所得税の対象となります。

なお、年金年額から必要経費を差し引いた金額が25万円以上となる場合は、税率10.21%の所得税を源泉徴収します。

（平成25年1月より復興特別所得税が含まれます。）

よって、年金のお支払額は源泉徴収分を差し引いた金額となります。

（所得税法第35条・第207条・第208条・第209条、所得税法施行令第326条）

※平成22年10月より、相続等により取得した生命保険契約等に係る年金の税務上のお取り扱いが変更されました。

年金に係る雑所得の対象が、「各年の年金収入金額全額」から「各年の年金収入金額のうち、非課税部分を除く部分」に変更されました。

※平成25年1月1日以降に支払われる相続等により取得した生命保険契約等に係る年金については、源泉徴収が不要となりました。

（所得税法第209条、所得税法施行令第326条）

より詳しい内容等については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp/>】をご参照いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

脱退一時金

一時所得として他の所得と合算されて所得税の対象となります。

一時所得金額=脱退一時金-払込保険料累計額（※）-特別控除（最高50万円）

一時所得金額の1/2が他の所得と合算されます。

なお、最高50万円の特別控除については、その年に他に一時所得となるものがあった場合には、それらを合算して適用されます。

（所得税法第22条・第34条、所得税法施行令第183条）

遺族一時金

相続税の対象となります。受取人が相続人の場合は、所定の非課税枠があります。

非課税枠は、他に死亡保険金があった場合には、それらを合算して適用されます。

（相続税法第3条・第12条）

（※）払込保険料累計額とは、払込掛金より運営事務費を除いたものを累計した額となります。

（注）税務のお取り扱いについては、令和6年11月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、

変更後のお取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

加入（増口）にあたっては、このパンフレット（「契約概要」、「注意喚起情報」）をお読みいただき、下記（意向確認のお願い）にてご自身のご意向（ニーズ）に沿った内容となっているか、お申し込み前に必ずご確認（チェック）をお願いします。

（チェック欄はご自身のチェックにご使用ください。ご提出いただく必要はありません。）

（意向確認のお願い） 以下の契約内容がご自身のご意向（ニーズ）に沿っているか、お申し込み前に必ずご確認（了知）ください。

加入期間によっては、積立金（年金原資、脱退一時金額）が掛金払込累計額を下回ることがあります。

→詳しくはP8・9「給付額試算表」、P10「5.積立金（年金原資、脱退一時金額）について」をお読みください。

給付内容・給付額試算表の金額等はご意向（ニーズ）に沿っていますか？

→詳しくはP6「年金・一時金のお受け取りおよび受取人」・「年金の種類」、P8・9「給付額試算表」をお読みください。

掛金・掛金払込方法・掛金払込期間はご意向（ニーズ）に沿っていますか？

→詳しくはP5「制度の取扱」の「掛金」をお読みください。

消防個人年金 Q&A

Q1 高齢化が進むと、今の掛金が今の年金受給者に回り、将来もらえないなくなるのではないか?

A1 いいえ、消防個人年金は積立方式の年金ですので、高齢化を理由として今の年金受給者にあなたの支払った掛金が回ることはありません。

Q2 最低いくらから加入できるのですか?

A2 月払は10口1万円(年間12万円)から(ゆうちょ銀行の口座から振替の場合は、5口5千円(年間6万円)から)千円単位で、半年払は10口1万円(年間2万円)から千円単位で加入できます。

Q3 掛金払込途中で増額できますか?

A3 掛金は払込途中で増口が可能です。

(P5「制度の取扱」の「増口」をお読みください。)

Q4 掛金払込期間中にお金が必要になった場合、または払込が続けられなくなった場合、どうすればよいですか?

A4 ①解約

いつでも解約できます。(注)加入期間によっては脱退一時金が掛金払込累計額を下回ることがあります。

②減口(掛金の減額)

「税制適格コース」「自由選択コース」とも最低10口以上(月払でゆうちょ銀行の口座から振替の場合は5口以上)残すことで減口ができます。

また、「自由選択コース」のみ全口減口(全部掛金払込中止)ができます。ただし、積立金は払い出しません。

③積立金の払い出し

「自由選択コース」の場合、一部払い出しが可能です。1回あたりの払い出し金額は20万円以上で1万円を単位とし、お取り扱いの時期は年2回(1月1日および7月1日)となります。

(P5「制度の取扱」の「減口」「積立金の一部払い出し」をお読みください。)

**Q5 60歳定年のため、60歳以降は掛金が払い込めません。
年金で受け取ることはできませんか?**

A5 所定の条件を満たせば一時金だけでなく、年金受取も可能です。

税制適格コース 加入期間10年以上かつ満40歳以上で脱退する場合

※ただし、確定年金を選択する場合は、年金受給権取得を満60歳以上となるまで年単位で繰り延べることとなります。
自由選択コース 加入期間1年以上かつ満40歳以上で脱退する場合

(P6「年金・一時金のお受け取りおよび受取人」の「年金受給権取得日(年金開始日)」をお読みください。)

加入までの流れ

※留意事項

1 加入申込書とパンフレットをお手元にご用意ください。



2 パンフレットをお読み頂き、加入内容を十分ご検討ください。



3 記入例に従って、加入申込書にご記入ください。



4 記入後、加入申込書を消防事務担当者まで持参し、消防事務担当者確認欄に事務担当者印をもらってください。



5 申込受付期間内に日本消防協会に届くようにご郵送ください。



6 手続きが完了し、加入日が近づきましたら、「加入者証」と「加入者のしおり」がお手元に届きますので、大切に保管してください。

留意事項

1 パンフレット・加入申込書は、市町村消防事務担当者・消防本部消防団事務担当の元にご用意しておりますので、お問い合わせをお願いします。

また、(公財)日本消防協会 年金共済部(0120-658-494)からも送付いたしますので、お気軽にご連絡ください。

2 加入申込書ご記入の際、不明な点があれば(公財)日本消防協会 年金共済部(0120-658-494)まで、ご連絡ください。

3 加入申込書に記入が済みましたら、お手数をおかけしますが、市町村消防事務担当者・消防本部消防団事務担当者までお持ち頂き、加入資格となる消防団員または消防職員である証明の印をもってください。

※ここで事務担当者の印は、加入者様が消防団員または消防職員である証明をするのみであり、加入の内容に担当者が関係するものではありません。

4 加入申込書に押印が済みましたら、(公財)日本消防協会 年金共済部(〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16)まで申込期間内にご送付頂き、加入手続き完了となります。

お問い合わせ先

加入のお手続き・掛金お払い込みのお手続き	各種お手続き(加入や掛金のお払い込み以外)
公益財団法人 日本消防協会 年金共済部	第一生命・ドリーム年金室コールセンター
0120-658-494	0120-110-090
平日 9:00~17:00	

(公財)日本消防協会ホームページ
<https://www.nissho.or.jp/>

引受保険会社:第一生命保険株式会社
(担当部門:公法人部)

